

令和5年度 潟上市社会福祉協議会事業計画

法人基本理念

共に支え 共にたすけあい 共にいきる ふれあいのまちづくり

「活動方針」

複合的な課題、関係性の貧困、制度の狭間のニーズ等に向け、社会福祉法が令和3年4月に改正されました。この度の改正により、地域共生社会の概念を事業化した「重層的支援体制整備事業」に対応する必要があります。重層的支援体制整備事業は、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの柱で構成され、どの支援も伴走型の支援となります。先行し、潟上市役所では「断らない相談体制」を緩やかに実施しております。地域の相談援助機関である社会福祉協議会も既存の事業（資源）を活かしつつ、この法改正に対応する必要があります。

- ① 相談体制の強化
- ② 専門職の育成・確保
- ③ つながりの再構築
- ④ 生活支援体制整備事業による資源創出への準備
- ⑤ 災害ボランティアセンター協定の協議継続

① 相談体制の強化

複合的な課題などに対して、法人としての相談機能強化が求められております。相談援助の基本的な所作であるバイスティックの7原則等（※1）を全職員が活用できる様に、内部研修の実施、及び、外部研修等も活用します。

② 専門職の育成、確保

より複雑・複合化する課題に対し、諸制度を理解し、専門的な価値と倫理観で対応できる人材でなければ、法人としての致命的なミスにつながりかねません。法人後見、重層的支援体制整備事業等の様々な取り組みには、社会福祉士が必要になります。

人材の育成、確保のために、段階的にキャリアパス（※2）を導入し、多様な事業に対応できる法人を目指します。

③ つながりの再構築

昨年度、秋田県社会福祉協議会による「小地域ネットワーク活動検討委員会」の報告が発表されました。その第一段階として、小ネットワークの中核を担う民生児童委員のみなさまに報告書を周知いたしました。災害時要援護者台帳との連動、重層的支援体制整備事業との連携、法人間のネットワークの有効活用、福祉員との協働等が秋田県社会福祉協議会から示されました。

実務者の負担軽減を中心とし、当法人でどのようなネットワークの在り方が良いのか協議を開始します。また、法人間のネットワークへの協力体制構築についても連携を呼びかけます。

④ 生活支援体制整備事業による資源創出への準備

介護保険法第115条の45第2項第5号に定義される当事業は、2025年までに資源等の創出の目標値があります。そのため、生活支援コーディネーターが中心となり、目標へ向けての準備（最終工程）に入ります。資源の在り方や創出については、協議体の委員と一緒にいきます。

⑤ 災害ボランティアセンター協定の締結

潟上市防災計画に記載されている「災害ボランティアセンター」の扱いを明確にするために、昨年度、潟上市役所と協定について協議を開始しました。協定の大枠については理解を得られたものの、詳細についての協議は今年度も継続して行います。

※1 アメリカの社会福祉学者フェリックス・P・バイスティックが1957年に著書「ケースワークの原則」で示したものです。

- ①個別化の原則 ②自己決定の原則 ③受容の原則 ④非審判的態度の原則
- ⑤秘密保持の原則 ⑥統制された情緒的関与の原則 ⑦意図的な感情表現の原則

※2 職位・職務に到達するまでの道のり（職歴の積み方）を示す物